平成２６年（フ）第６９号
大分県豊後高田市是永町525番地、住民票上の住所岡山市南区新保280番地７
債務者　篠田　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月９日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第５２７号
岡山市北区幸町９番10号401
債務者　宮本　正輝
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２４号
北海道河西郡中札内村上札内113番地
債務者　邊見　雅宏
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
北海道帯広市西14条南13丁目２番地38
債務者　畑沢　舞依
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４４９号
福岡市南区井尻５丁目18番８号
破産者　清水　兼夫
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２８号
福岡県大野城市上大利４丁目４番31号
破産者　大瀬　幸子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７８号
福岡市東区和白丘４丁目18番２号、開始決定時の住所福岡県宗像市公園通り２丁目２番11号
破産者　角　　長雄
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７８号
福岡市西区周船寺３丁目18番40―101号
破産者　堤　　淳一
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３９号
福岡市中央区高砂２丁目19番９号　ミツワマンション302号、前住所福岡市中央区警固１丁目15番34―404号
破産者　高木　祐子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２６５号
福岡県古賀市青柳町422番地１、前住所福岡県大野城市仲畑４丁目４番20号コスモハイツ仲畑106号
破産者　菅原　賢一
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４３７号
福岡市東区香椎４丁目８番15号　疋田病院内、住民票上の住所福岡市城南区別府３丁目17番４―303号
破産者　下川　修一
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４８６号
福岡市東区名島４丁目26番９―306号
破産者　乗山　春美
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９９８号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目27番６号
破産者　阿野　尚蔵
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０８５号
福岡市早良区南庄３丁目21番３号
破産者　岡田　明浩
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０８６号
福岡市早良区南庄３丁目21番３号
破産者　岡田由美子
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０９０号
福岡市南区和田４―14―６、住民票上の住所福岡県糸島市志摩稲留11番地１　サンフォレスト101号
破産者　行村信之介
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３３号
福岡県筑紫野市石崎３丁目２番20号　レジデンス紫103号
破産者　三浦　春喜
1　決定年月日　平成26年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部